

八代市過疎地域持続的発展計画の変更（案）

～ 意見募集（パブリックコメント）のお知らせ ～

「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行され、八代市では旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の3つの地域が引き続き過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、令和3年10月に、令和7年度までの5か年を計画期間とする「八代市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

この度、令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年4月1日から旧鏡町の地域が新たに過疎地域として指定されたことから、当計画について、鏡町を含めた内容に変更する必要がありますので、計画の変更（案）に当たり、市民の皆様からの意見を募集します。

I 計画（案）の概要

本計画は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、過疎地域に指定されている地域の持続的発展のために実施する、産業の振興や交通施設・生活環境の整備、子育て環境の確保や教育・文化の振興などについての方針を示すものです。

II 意見募集（パブリックコメント）について

「八代市過疎地域持続的発展計画（案）」について、市内の住民の皆様方から広くご意見をいただきたく、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 募集期間

令和4年7月22日（金）～令和4年8月8日（月）

2 応募対象者

- 市内に在住、在勤、在学の方
- 市内に事務所、事業所を有する方、法人及びその他の団体

3 計画案の閲覧（掲載）場所

- 企画政策課
- 八代市役所本庁舎1階情報プラザ
- 各支所地域振興課
- 坂本、鏡、東陽、泉コミュニティセンター
- 八代市ホームページ

4 意見の提出方法

任意の様式に、住所、氏名（または団体名）、連絡先（電話番号など）を記入の上、郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかの方法によりご提出ください。

※電話や口頭でのご意見等につきましては、パブリックコメントとして受け付けることができませんので、ご注意ください。

5 意見の提出先

- 郵送または直接持参
〒866-8601 八代市松江城町1-25 企画政策課 企画係 宛
- FAX 0965-33-5125
- 電子メール kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

6 その他

- 皆さまからお寄せいただいたご意見につきましては、ご意見に対する市の考え方を整理したうえで、後日、市のホームページに公表します（氏名等の個人情報は除きます）。
- 個々のご意見に対し、直接回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

7 問い合わせ先

八代市総務企画部企画政策課 企画係（TEL 0965-33-4104）